

(仮 訳)

プレス・リリース

2010年12月27日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会が市中協議文書 「第三の柱における報酬についての開示要件」を公表

バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、本日、第三の柱における報酬についての開示要件に関する市中協議文書を公表した。

バーゼル委は、金融安定理事会と協議しつつ作成した本開示要件案(以下「本案」)が、効果的な市場規律に資すると考えている。バーゼル委報酬タスクフォース議長・スペイン中銀銀行監督局長のフェルナンド・ヴェガスは、「本案によって、市場参加者が銀行における報酬慣行及びリスクテイキングへのインセンティブの性質を評価することが可能となるだろう」と説明しており、また、「本案は報酬に関する開示について、一層の収斂と一貫性の向上を促すだろう」と述べている。

バーゼル委の提案する本案は、2009年7月にバーゼル委によって公表された第二の柱における報酬に関する開示についてのガイダンスをより明確化している。本案は健全な報酬慣行についての主要な要素を網羅しており、また金融安定理事会の「健全な報酬慣行に関する原則」及び「健全な報酬慣行に関する原則・実施規準」を考慮したものとなっている。

バーゼル委は、本案に対するコメントを歓迎する。本案に対するコメントについては、**2011年2月25日(金)**までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出、もしくは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送する必要がある。全てのコメントは、コメント提出者が明示的に機密性の取扱いについて要請しない限り、国際決済銀行のウェブサイト公表される。